

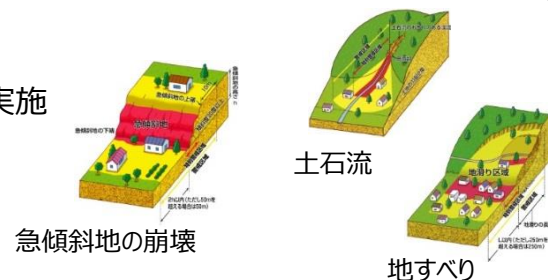
# 急傾斜地崩壊対策の実施に伴う 受益者負担金の徴収について

大阪府都市整備部 河川室  
2015/8/25

## 土砂災害発生危険性の周知

□土砂災害対策における「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」全ての施策の基軸となる**区域指定**を**最優先**で実施

- ・平成27年6月迄 残るすべての調査予定箇所を公表済
- ・平成28年6月迄 調査結果を公表
- ・平成28年9月 区域指定を完了



指定後、速やかに実施

逃げる：「警戒避難体制の整備」（市町村との連携）

□避難行動を起こすための適切な情報発信

- ・土砂災害警戒情報発表の精度向上
- ・適切な時期・範囲への情報発信

□避難行動意識向上を図るための取り組み（地域主体の取り組みを支援）

- ・「地区単位ハザードマップ」の作成
- ・マップを用いた避難訓練の実施

凌ぐ：「既存家屋に対する**移転・補強の助成制度**」（土砂災害特別警戒区域内）

□被害を軽減するため住民自らが実施する対策を支援

- ・土砂災害特別警戒区域からの移転（最大約500万円）
- ・土砂災害特別警戒区域内の家屋の補強（最大約70万円）



「対策施設の整備」（土石流・急傾斜地崩壊対策）

□土石流対策（広範囲に影響大）

- ・重点化を図りながら順次整備を実施
- ・今後30年で優先順位の高い箇所の土砂災害特別警戒区域を解消（おおむね30箇所程度）

□急傾斜地崩壊対策（対策の効果が限定的）

- ・原則は土地所有者等（個人）が実施するもの
- ・特に規模や発災時の影響が大きい、または、災害が発生した箇所の対策を優先して府が施行
- ・施行にあたっては、受益者から負担金を徴収

□地すべり対策

- ・地すべり現象を確認後対策を実施

優先順位の高い  
（影響の大きい）箇所

# 急傾斜地崩壊対策事業負担金徴収条例について

## [条例提案の背景・ねらい]

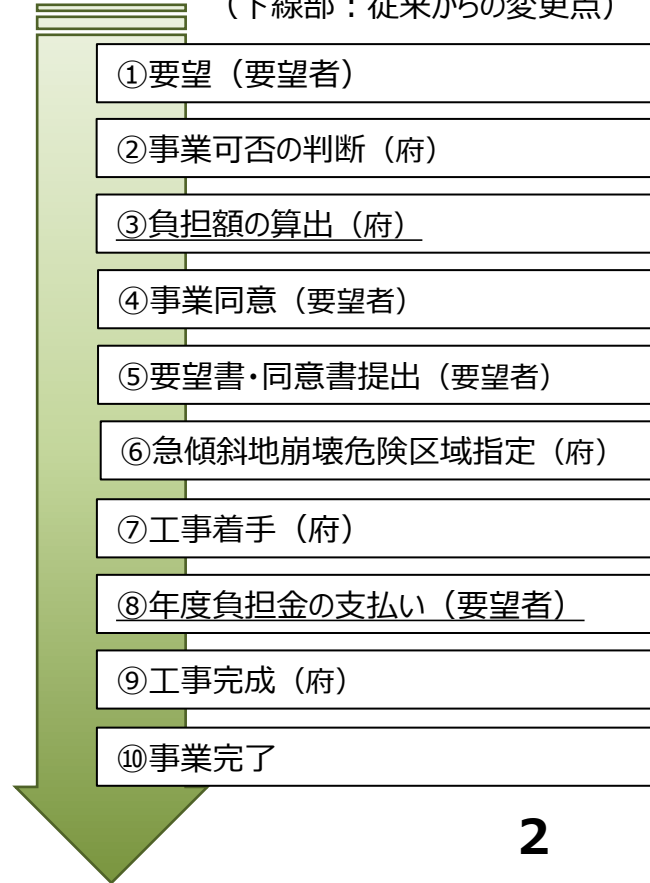
- 急傾斜地の保全是本来、土地の所有者や被害を受けるおそれのある者が必要な措置を講ずるもの。
- 土地所有者等が施行することが困難、不相当と認められる場合に都道府県が施行することができる。
- 都道府県営工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に当該工事に要する費用の一部を負担させることができる。徴収の範囲、方法については条例で定める。
- ◇工事が施行された結果、一部特定の者が一般的な利益をはるかに超えた特別な利益を享受することに対し、一般納税者の負担において事業が実施されることに鑑みても、急傾斜地法に基づいた一定の受益者負担金を徴収すべき。  
(「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会提言：平成24年8月)

## [条例の構成]

条項	項目	内容
1	趣旨	受益者負担金を徴収するために必要な事項を定める
2	定義	用語の定義（法に定める）
3	負担金を受ける者の範囲	急傾斜地（高さ5m以上）並びに急傾斜地の上端および下端から最大5mの範囲の土地所有者
4	負担金の額、賦課および徴収	負担金の総額 採択基準による割合（5%または10%または20%） 各受益者の負担割合 土地の延長割合 負担額の通知（知事）と納付（受益者） 負担金の清算
5	免除	特別の理由があると認めるとき [規則] 生活保護法による生活扶助を受けている場合
6	住所等変更の届け出	住所氏名等の変更の届け出
7	受益者の地位継承等	土地の売買、相続等による地位の継承
8	規則への委任	施行に必要な事項を規則で定める

## [事業実施の主な流れ]

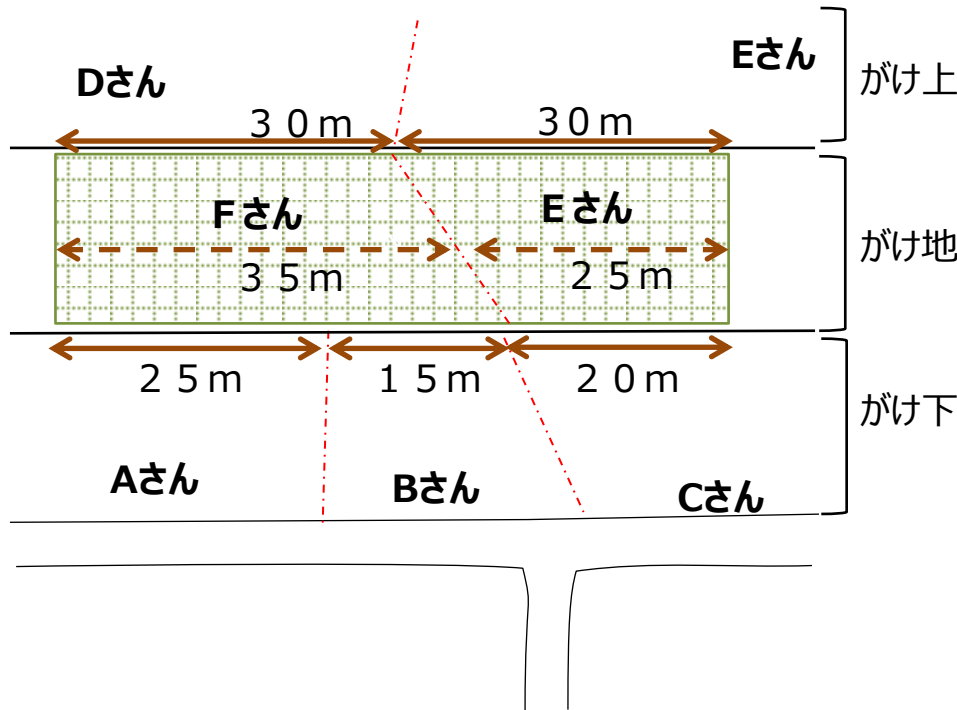
（下線部：従来からの変更点）



# 受益者負担金算出の考え方 1

(基本的な考え方)

- 全体事業費に受益者負担割合を乗じて全体の負担額を算出
- 全体の負担額を各土地の延長で按分
- ※各土地の延長は
  - ・「がけ上」および「がけ下」: 「がけ地」に接する土地の延長
  - ・「がけ地」: がけの上下端の平均延長



 : 対策工事実施範囲

## 算出方法

全体事業費 180,000,000円

受益者負担率 10% の場合

受益者負担金総額

18,000,000 円  $(180,000,000 \times 0.1)$

がけ下の土地延長 : 60m  $(25 + 15 + 20)$

がけ上の土地延長 : 60m  $(30 + 30)$

がけ地の土地延長 : 60m

$(30 + 40) \div 2 + (30 + 20) \div 2$

対象総土地延長 180m

各受益者の土地延長と負担額

計算式  $18,000,000 \times \text{各土地延長} \div 180$

Aさん : 25m分 負担額 2,500,000円

Bさん : 15m分 負担額 1,500,000円

Cさん : 20m分 負担額 2,000,000円

Dさん : 30m分 負担額 3,000,000円

Eさん : 55m分 負担額 5,500,000円

$(30 + 25)$

Fさん : 35m分 負担額 3,500,000円